

北海道宗谷海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第1号	稚内漁業協同組合	天塩郡豊富町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から261度30分3.000メートルの点 点2 基点第2号から242度50分3.000メートルの点	第一種共同漁業	ほっきがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊富町	なし
宗海共第2号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 夕寒 基点第3号 国土地理院三角点 目目内 基点第4号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第8号 稚内灯台 (北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒) 基点第9号 稚内港北防波堤灯台 (北緯 45度24分54.21秒 東経 141度41分46.96秒) 点1 基点第1号から242度50分2.000メートルの点 点2 基点第1号から318度50分4.400メートルの点 点3 基点第2号から296度30分2.100メートルの点 点4 基点第3号から270度00分2.240メートルの点 点5 基点第3号から270度00分1.740メートルの点 点6 基点第4号から298度00分1.750メートルの点 点7 基点第4号から5度00分1.860メートルの点 点8 基点第5号から270度00分1.550メートルの点 点9 基点第6号から241度00分1.650メートルの点 点10 基点第7号から270度00分1.700メートルの点 点11 基点第8号から286度15分1.550メートルの点 点12 基点第8号から326度45分1.750メートルの点 点13 基点第8号から33度15分1.750メートルの点 点14 基点第9号から24度00分1.050メートルの点 点15 点16から122度00分230メートルの点 点16 点17から36度00分160メートルの点 点17 点18から141度00分140メートルの点 点18 点19から52度00分220メートルの点 点19 点20から321度00分200メートルの点 点20 基点第9号から67度40分35メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 もずく漁業 あわび漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	なし
宗海共第3号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内港北防波堤灯台 (北緯 45度24分54.21秒 東経 141度41分46.96秒)から157度31分20秒2.240.32メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 声間～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.14(国土地理院三角点 声間～)から86度15分40.00メートルの点 基点第4号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から1度10分22.43秒1.153.461メートルの点 点2 点1から40度00分530メートルの点 点3 基点第2号から263度30分1.650メートルの点 点4 基点第2号から322度00分1.550メートルの点 点5 基点第2号から0度00分1.700メートルの点 点6 基点第3号から12度30分1.580メートルの点 点7 基点第4号から333度30分1.500メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 もずく漁業 あわび漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	なし
宗海共第4号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北緯 45度27分45.26秒 東経 141度52分31.35秒 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D17～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第7号 稚内市七飯村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から333度30分1.500メートルの点 点2 基点第2号から258度30分1.500メートルの点 点3 基点第2号から300度00分2.000メートルの点 点4 基点第2号から300度00分2.600メートルの点 点5 基点第3号から307度30分2.000メートルの点 点6 基点第3号から357度00分3.300メートルの点 点7 基点第4号から0度00分2.050メートルの点 点8 基点第4号から0度00分1.550メートルの点 点9 基点第4号から78度00分2.470メートルの点 点10 基点第5号から349度00分2.100メートルの点 点11 基点第6号から41度00分1.500メートルの点 点12 基点第7号から50度00分1.500メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 もずく漁業 あさり漁業 えそばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第5号	猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 釜山辺 基点第3号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 60度 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 8度 30分 2.250メートルの点 点3 基点第3号から 47度 30分 1.500メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	猿払村	なし
宗海共第6号	頓別漁業協同組合	枝幸郡浜頓別町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院多角点 No.15、178 基点第3号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 47度 30分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 37度 00分 1.600メートルの点 点3 基点第3号から 45度 00分 1.500メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜頓別町	なし
宗海共第7号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第6号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第7号、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び基点第8号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D16 基点第3号 X= 102201.083 Y= 26428.886 (12系座標値) 基点第4号 国土地理院三角点 横別 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第6号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 北緯 44度56分10.11秒 東経 142度35分18.83秒から 198度55分 1.122メートルの点 基点第8号 点16から302度20分 535メートルの点 点1 基点第1号から 45度 00分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 80度 00分 1.600メートルの点 点3 基点第3号から 78度 00分 2.060メートルの点 点4 基点第4号から 52度 30分 1.700メートルの点 点5 基点第5号から 20度 30分 1.630メートルの点 点6 基点第6号から 43度 30分 1.500メートルの点 点7 基点第7号から 180度 00分 10メートルの点 点8 点7から 82度 30分 528メートルの点 点9 点8から 43度 30分 550メートルの点 点10 点9から 65度 00分 220メートルの点 点11 点10から 328度 10分 350メートルの点 点12 点11から 242度 00分 44メートルの点 点13 点12から 310度 40分 310メートルの点 点14 点13から 355度 20分 220メートルの点 点15 点14から 304度 00分 110メートルの点 点16 点15から 30度 30分 132メートルの点	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	枝幸町	なし
宗海共第8号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 利尻郡士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 仙法志～)から204度00分 184メートルの点 基点第3号 北海道三角点 補6 基点第4号 利尻町仙法志と音形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 157度 15分 1.500メートルの点 点2 基点第1号から 201度 00分 2.100メートルの点 点3 基点第2号から 217度 00分 1.600メートルの点 点4 基点第3号から 221度 00分 1.700メートルの点 点5 基点第4号から 213度 30分 1.500メートルの点	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てりこ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻町仙法志	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第9号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	<p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22及び点11の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び点23の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40及び点31の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第1号 利尻町仙山志と音形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 音形 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.16(北海道水産林務部三角点 水T1～) 基点第5号 利尻町音形と利尻富士町音治の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 音形港西外防波堤灯台 (北緯 45度11分24.23秒 東経 141度08分02.80秒) 基点第7号 基点第6号から272度54分12秒 18.76メートルの点 基点第8号 点10から181度08分30秒 257.50メートルの点 点1 基点第1号から213度30分 1.50メートルの点 点2 基点第2号から224度00分 2.150メートルの点 点3 基点第3号から270度00分 1.820メートルの点 点4 基点第4号から276度00分 1.600メートルの点 点5 基点第5号から322度30分 1.600メートルの点 点6 基点第6号から314度56分 256メートルの点 点7 点6から301度09分12秒 71.00メートルの点 点8 点7から211度09分12秒 195.27メートルの点 点9 点8から121度09分12秒 6.00メートルの点 点10 点9から209度47分41秒 93.80メートルの点 点11 基点第6号から335度54分34秒 504.93メートルの点 点12 点11から104度50分45秒 91.08メートルの点 点13 点12から200度33分22秒 8.54メートルの点 点14 点13から109度17分24秒 211.90メートルの点 点15 点14から14度02分10秒 8.25メートルの点 点16 点15から108度42分43秒 64.08メートルの点 点17 点16から197度27分59秒 56.80メートルの点 点18 点17から281度07分46秒 60.78メートルの点 点19 点18から15度56分43秒 7.28メートルの点 点20 点19から281度24分57秒 212.20メートルの点 点21 点20から194度02分10秒 8.25メートルの点 点22 点21から285度25分49秒 90.75メートルの点 点23 基点第6号から329度04分07秒 443.12メートルの点 点24 点23から281度23分47秒 65.23メートルの点 点25 点24から194度59分57秒 8.40メートルの点 点26 点25から283度39分03秒 90.33メートルの点 点27 点26から16度00分00秒 102.25メートルの点 点28 点27から106度20分58秒 90.33メートルの点 点29 点28から104度50分57秒 8.40メートルの点 点30 点29から108度36分12秒 65.23メートルの点 点31 基点第6号から243度40分31秒 566.53メートルの点 点32 点31から357度47分51秒 55.24メートルの点 点33 点32から273度08分00秒 3.00メートルの点 点34 点33から358度01分13秒 60.24メートルの点 点35 点34から358度01分14秒 161.95メートルの点 点36 点35から93度08分47秒 83.70メートルの点 点37 点36から188度16分17秒 161.95メートルの点 点38 点37から188度16分19秒 60.24メートルの点 点39 点38から273度08分00秒 3.00メートルの点 点40 点39から188度29分45秒 55.24メートルの点</p>	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いりい漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻町音形	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第10号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第7号、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び点22の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 利尻町岩形と利尻富士町萱泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.9 (国土地理院三角点 於頓治～)から329度29分 111.60メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7 (北海道三角点 112～)から348度26分 107.00メートルの点 基点第4号 利尻富士町萱泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 萱泊港東防波堤灯台中心点(北緯 45度14分34.32秒 東経 141度13分51.54秒) 基点第6号 点21から261度34分55秒 254.25メートルの点 基点第7号 基点第5号から7度45分 80メートルの点 点1 基点第1号から 322度30分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 336度00分 1.500メートルの点 点3 基点第2号から 29度00分 1.600メートルの点 点4 基点第3号から 43度30分 1.700メートルの点 点5 基点第4号から 65度30分 1.500メートルの点 点6 基点第7号から 61度51分 122.67メートルの点 点7 点6から 149度00分 234メートルの点 点8 点7から 90度00分 120メートルの点 点9 点8から 180度00分 81メートルの点 点10 点9から 248度24分15秒 173.52メートルの点 点11 点10から 211度03分53秒 263.79メートルの点 点12 点11から 261度09分52秒 17.63メートルの点 点13 点12から 218度04分55秒 29.22メートルの点 点14 点13から 212度16分11秒 11メートルの点 点15 点14から 122度16分32秒 2メートルの点 点16 点15から 212度16分20秒 36メートルの点 点17 点16から 205度22分45秒 25メートルの点 点18 点17から 302度16分21秒 13.98メートルの点 点19 点18から 32度16分15秒 39メートルの点 点20 点19から 120度16分09秒 3.50メートルの点 点21 点20から 32度16分07秒 8.51メートルの点 点22 基点第5号から 83度40分09秒 265.95メートルの点 点23 点22から 69度51分30秒 163メートルの点 点24 点23から 69度51分30秒 42.81メートルの点 点25 点24から 114度40分45秒 23.67メートルの点 点26 点25から 159度51分30秒 53.31メートルの点 点27 点26から 204度10分51秒 22.71メートルの点 点28 点27から 249度51分29秒 55.18メートルの点 点29 点28から 336度33分22秒 17.36メートルの点 点30 点29から 250度12分35秒 150.55メートルの点	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻富士町萱泊	なし
宗海共第11号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第6号、点6、点7、点8、点9及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35及び点10の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 利尻富士町萱泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T14 基点第3号 北海道三角点 127 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.6 (北海道三角点 119～) 基点第5号 利尻富士町鬼脇と利尻町仙志志の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 石崎灯台 (北緯 45度09分01.26秒 東経 141度19分43.10秒) から 225度50分 1.960メートルの点 基点第7号 点9から228度50分 336メートルの点 点1 基点第1号から 65度 30分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 90度 00分 1.700メートルの点 点3 基点第3号から 94度 30分 1.800メートルの点 点4 基点第4号から 139度 30分 1.500メートルの点 点5 基点第5号から 157度 15分 1.500メートルの点 点6 基点第6号から 136度 00分 217メートルの点 点7 点6から 115度 00分 217メートルの点 点8 点7から 170度 00分 49メートルの点 点9 点8から 256度 50分 317メートルの点 点10 基点第6号から 120度 29分 536.3メートルの点 点11 点10から 349度 30分 64.5メートルの点 点12 点11から 71度 15分 13.5メートルの点 点13 点12から 348度 15分 64.5メートルの点 点14 点13から 350度 30分 52.0メートルの点 点15 点14から 261度 00分 1.0メートルの点 点16 点15から 350度 30分 32.5メートルの点 点17 点16から 348度 00分 01秒 50.0メートルの点 点18 点17から 258度 00分 4.3メートルの点 点19 点18から 337度 32分 51秒 28.4メートルの点 点20 点19から 255度 52分 22秒 8.6メートルの点 点21 点20から 354度 27分 43秒 40.6メートルの点 点22 点21から 77度 47分 01秒 6.1メートルの点 点23 点22から 347度 59分 54秒 10.7メートルの点 点24 点23から 32度 59分 59秒 16.9メートルの点 点25 点24から 78度 00分 31.1メートルの点 点26 点25から 122度 59分 56秒 19.1メートルの点 点27 点26から 168度 00分 02秒 36.4メートルの点 点28 点27から 75度 30分 03秒 1.1メートルの点 点29 点28から 164度 00分 34.5メートルの点 点30 点29から 165度 15分 52.5メートルの点 点31 点30から 165度 45分 88.5メートルの点 点32 点31から 82度 30分 2.0メートルの点 点33 点32から 167度 30分 44.0メートルの点 点34 点33から 82度 00分 1.0メートルの点 点35 点34から 166度 30分 86.0メートルの点	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほっかいえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻富士町鬼脇	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第12号	香深漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	<p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から点7、点8、点9、点10及び点7の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点11、点12、点13及び点11の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、基点第7号、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点37、点38、点39、点40及び点37の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57及び点41の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第1号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T13 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T15 基点第5号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点 基点第6号 北緯 45度18分18.07秒 東経 141度02分54.67秒 (旧 香深灯台)</p> <p>基点第7号 基点第6号から165度15分361メートルの点 基点第8号 点38から253度56分400メートルの点 点1 基点第1号から 102度15分1.500メートルの点 点2 基点第2号から 118度30分1.500メートルの点 点3 基点第3号から 139度00分1.800メートルの点 点4 基点第4号から 180度00分2.600メートルの点 点5 基点第4号から 252度30分1.600メートルの点 点6 基点第5号から 233度00分1.500メートルの点 点7 基点第6号から 181度31分184メートルの点 点8 点7から 20度33分42秒 47.46メートルの点 点9 点8から 53度22分30秒 58.94メートルの点 点10 点9から 112度28分53秒 35.98メートルの点 点11 基点第6号から 171度40分284メートルの点 点12 点11から 63度29分51秒 40.96メートルの点 点13 点12から 163度30分13秒 35.99メートルの点 点22 基点第7号から 135度5分55秒 50.71メートルの点 点23 点22から 85度51分36秒 192.67メートルの点 点24 点23から 175度25分34秒 41.38メートルの点 点25 点24から 267度52分22秒 74.32メートルの点 点26 点25から 198度52分40秒 130.72メートルの点 点27 点26から 173度40分51秒 177.00メートルの点 点28 点27から 134度35分56秒 240.39メートルの点 点29 点28から 201度46分34秒 70.43メートルの点 点30 点29から 142度51分00秒 12.44メートルの点 点31 点30から 45度20分59秒 194.71メートルの点 点32 点31から 135度21分17秒 79.98メートルの点 点33 点32から 225度21分18秒 205.35メートルの点 点34 点33から 240度20分12秒 95.98メートルの点 点35 点28から 201度46分34秒 177.69メートルの点 点36 点35から 240度20分58秒 231.98メートルの点 点37 基点第6号から 118度38分10秒 299.33メートルの点 点38 点37から 134度27分23秒 206.11メートルの点 点39 点38から 227度30分57秒 77.00メートルの点 点40 点39から 323度03分56秒 206.79メートルの点 点41 基点第6号から 49度33分48秒 313.12メートルの点 点42 点41から 131度47分09秒 4.06メートルの点 点43 点42から 194度47分00秒 36.41メートルの点 点44 点43から 104度47分00秒 2.10メートルの点 点45 点44から 194度47分00秒 40.58メートルの点 点46 点45から 196度24分24秒 10.05メートルの点 点47 点46から 199度42分55秒 10.43メートルの点 点48 点47から 203度05分08秒 10.35メートルの点 点49 点48から 206度31分07秒 10.51メートルの点 点50 点49から 209度49分34秒 10.43メートルの点 点51 点50から 213度11分48秒 10.43メートルの点 点52 点51から 216度34分01秒 10.26メートルの点 点53 点52から 308度36分16秒 1.30メートルの点 点54 点53から 31度31分58秒 29.66メートルの点 点55 点54から 25度26分06秒 7.55メートルの点 点56 点55から 19度28分40秒 4.73メートルの点 点57 点56から 14度47分37秒 106.42メートルの点</p>	第一種共同漁業	<p>こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 つぶ漁業 つば漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業</p>	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礼文町大字香深村	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第13号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第9号、点14、点15、点16、点17、点18及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T18 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T8 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T6 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水T9～) 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水T10 基点第8号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第9号 船泊港北防波堤灯台 〔北緯 45度27分00.84秒 東経 141度01分57.80秒〕 から 149度10分00秒 720メートルの点 基点第10号 点18から50度45分42秒 91.57メートルの点 点1 基点第1号から 233度00分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 252度00分 1.300メートルの点 点3 基点第3号から 248度00分 1.700メートルの点 点4 基点第4号から 178度00分 1.650メートルの点 点5 基点第4号から 238度30分 1.300メートルの点 点6 基点第5号から 338度00分 4.800メートルの点 点7 基点第5号から 10度30分 4.700メートルの点 点8 基点第6号から 247度00分 2.500メートルの点 点9 基点第6号から 357度30分 4.500メートルの点 点10 基点第6号から 41度00分 5.700メートルの点 点11 基点第6号から 75度00分 2.400メートルの点 点12 基点第7号から 90度00分 1.700メートルの点 点13 基点第8号から 102度15分 1.500メートルの点 点14 基点第9号から 267度33分58秒 434.47メートルの点 点15 点14から 318度13分19秒 183.06メートルの点 点16 点15から 309度47分54秒 173.85メートルの点 点17 点16から 37度06分51秒 489.97メートルの点 点18 点17から 7度53分25秒 283.51メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いかい漁業 えぞばかいかい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	なし
宗海共第14号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 稚内灯台 〔北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒〕 基点第3号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 稚内港北防波堤灯台 〔北緯 45度24分54.21秒 東経 141度41分46.96秒〕 基点第5号 基点第4号から 157度31分20秒 2.240.32メートルの点 基点第6号 利尻富士町鬼船 北海道三角点 127 基点第7号 利尻富士町蟹泊と鬼船の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から242度50分の線と基点第6号から101度の線との交点 点2 基点第7号から 65 度 30分 1.200メートルの点 点3 基点第2号から 286 度 15分 10.000メートルの点 点4 基点第2号から 0 度 30分 11.900メートルの点 点5 基点第3号から 333 度 30分 19.000メートルの点 点6 基点第4号から 67 度 40分 35メートルの点 点7 点6から 321 度 00分 200メートルの点 点8 点7から 52 度 00分 220メートルの点 点9 点8から 141 度 00分 140メートルの点 点10 点9から 36 度 00分 160メートルの点 点11 点10から 122 度 00分 200メートルの点 点12 点11から 212 度 00分 520メートルの点 点13 点12から 141 度 00分 230メートルの点 点14 点13から 90 度 00分 920メートルの点 点15 点14から 180 度 00分 110メートルの点 点16 点15から 220 度 00分 530メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	なし
宗海共第15号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第3号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 333 度 30分 19.000メートルの点 点2 基点第2号から 0 度 00分 8.500メートルの点 点3 基点第3号から 60 度 00分 25.000メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	なし
宗海共第16号	猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 50 度 00分 25.000メートルの点 点2 基点第2号から 47 度 30分 25.000メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	猿払村	なし
宗海共第17号	頓別漁業協同組合	枝幸郡浜頓別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 47 度 30分 25.000メートルの点 点2 基点第2号から 45 度 00分 19.000メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜頓別町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第18号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第4号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 北緯 44度56分10.11秒 東経 142度55分18.63秒から 198度55分 1.122メートルの点 基点第4号 点12から302度20分 535メートルの点 点1 基点第1号から 45 度 00分 19.000メートルの点 点2 基点第2号から 43 度 30分 12.500メートルの点 点3 基点第3号から 180度 00分 10メートルの点 点4 点3から 82 度 30分 528メートルの点 点5 点4から 43 度 30分 550メートルの点 点6 点5から 65 度 00分 220メートルの点 点7 点6から 329 度 10分 350メートルの点 点8 点7から 242 度 00分 44メートルの点 点9 点8から 310 度 40分 310メートルの点 点10 点9から 355 度 20分 220メートルの点 点11 点10から 304 度 00分 110メートルの点 点12 点11から 30 度 00分 132メートルの点	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	枝幸町	なし
宗海共第19号	稚内漁業協同組合	天塩郡豊富町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 網延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 利尻富士町鬼蘭 北海道三角点 127 点1 基点第1号から 261 度30分 19.200メートルの点 点2 基点第2号から242度50分の線と基点第3号から101度00分の線との交点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊富町	なし
宗海共第20号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市大字声間と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.19(北海道水産林務部三角点 水D17～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D22 基点第5号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 333度 30分 10.500メートルの点 点2 基点第2号から 283度 30分 4.600メートルの点 点3 基点第3号から 300度 00分 4.800メートルの点 点4 基点第3号から 0 度 00分 4.800メートルの点 点5 基点第4号から 62 度 00分 5.100メートルの点 点6 基点第5号から 50 度 00分 17.700メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第21号	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26及び点5の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 夕夫 基点第3号 国土地理院三角点 目目内 基点第4号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第8号 稚内灯台 (北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒) 基点第9号 稚内港北防波堤灯台 (北緯 45度24分54.21秒 東経 141度41分46.96秒) 基点第10号 基点第9号から157度31分20秒 2.240.32メートルの点 基点第11号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 声間～) 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.14(国土地理院三角点 声間～)から86度15分 400メートルの点 基点第13号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.19(北海道水産林務部三角点 水D17～) 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第16号 北海道水産林務部三角点 水D22 基点第17号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第18号 利尻富士町 北海道三角点 127 基点第19号 利尻富士町雪泊と鬼取の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第20号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第21号 礼文町 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水T9～) 点1 基点第1号から42度50分の線と基点第18号から101度00分の線との交点 点2 基点第19号から 65度 30分 11.200メートルの点 点3 基点第4号から299度00分の線と基点第20号から81度30分の線との交点 点4 基点第8号から286度15分の線と基点第21号から76度25分の線との交点 点5 基点第8号から 0度30分 11.900メートルの点 点6 基点第15号から 0度00分 8.500メートルの点 点7 基点第17号から 50度00分 25.000メートルの点 点8 基点第17号から 50度00分 17.700メートルの点 点9 基点第16号から 62度00分 5.100メートルの点 点10 基点第15号から 0度00分 4.800メートルの点 点11 基点第16号から 300度00分 4.800メートルの点 点12 基点第14号から 283度30分 4.600メートルの点 点13 基点第13号から 333度30分 10.500メートルの点 点14 基点第13号から 333度30分 1.500メートルの点 点15 基点第12号から 12度30分 1.580メートルの点 点16 基点第11号から 0度00分 1.700メートルの点 点17 基点第11号から 322度00分 1.550メートルの点 点18 基点第11号から 263度30分 1.650メートルの点 点19 基点第10号から 13度09分01.39秒 1.601.212メートル 点20 点19から 0度00分 110メートルの点 点21 点20から 270度00分 920メートルの点 点22 点21から 321度00分 230メートルの点 点23 点22から 32度00分 520メートルの点 点24 基点第9号から 24度00分 1.020メートルの点 点25 基点第9号から 33度15分 1.750メートルの点 点26 基点第9号から 326度45分 1.750メートルの点 点27 基点第9号から 286度15分 1.550メートルの点 点28 基点第7号から 270度00分 1.700メートルの点 点29 基点第6号から 241度00分 1.650メートルの点 点30 基点第5号から 270度00分 1.550メートルの点 点31 基点第4号から 5度00分 1.860メートルの点 点32 基点第4号から 299度00分 1.750メートルの点 点33 基点第3号から 270度00分 1.740メートルの点 点34 基点第3号から 270度00分 2.240メートルの点 点35 基点第2号から 296度30分 2.100メートルの点 点36 基点第1号から 318度50分 4.400メートルの点 点37 基点第1号から 242度50分 2.000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第22号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町及び利尻富士町地先	<p>次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結んだ線と点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27及び点12の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>基点第1号 利尻町宍形と利尻富士町龍泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.9(国土地理院三角点 於龍泊～)から329度29分 111.60メートルの点</p> <p>基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道三角点 112～)から348度26分 107.00メートルの点</p> <p>基点第4号 利尻富士町龍泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第5号 北海道水産林務部三角点 水T14</p> <p>基点第6号 北海道三角点 127</p> <p>基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道三角点 119～)</p> <p>基点第8号 利尻富士町龍泊と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第9号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 仙法志～)から204度00分 184.00メートルの点</p> <p>基点第10号 北海道三角点 補6</p> <p>基点第11号 利尻町仙法志と宍形の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第12号 国土地理院三角点 宍形</p> <p>基点第13号 北海道水産林務部三角点 水T1</p> <p>基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水T1～)</p> <p>基点第15号 礼文町大字船泊村と大字香塚村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点</p> <p>基点第16号 礼文町 北海道水産林務部三角点 水T13</p> <p>基点第17号 礼文町 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～)</p> <p>基点第18号 国土地理院三角点 抜海岬</p> <p>基点第19号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>基点第20号 稚内町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点</p> <p>点1 基点第15号から81度30分の線と基点第18号から299度00分の線との交点</p> <p>点2 基点第4号から 65度30分 11.200メートルの点</p> <p>点3 基点第6号から101度00分の線と基点第19号から242度50分の線との交点</p> <p>点4 基点第20号から 261度30分 19.200メートルの点</p> <p>点5 基点第8号から 157度15分 13.500メートルの点</p> <p>点6 基点第11号から 202度00分 23.000メートルの点</p> <p>点7 基点第11号から 213度30分 19.000メートルの点</p> <p>点8 基点第17号から 206度10分 15.700メートルの点</p> <p>点9 基点第1号から 322度30分 6.000メートルの点</p> <p>点10 基点第16号から 122度30分 6.000メートルの点</p> <p>点11 基点第15号から 102度15分 15.000メートルの点</p> <p>点12 基点第1号から 322度30分 1.500メートルの点</p> <p>点13 基点第2号から 336度00分 1.500メートルの点</p> <p>点14 基点第2号から 29度00分 1.600メートルの点</p> <p>点15 基点第3号から 43度30分 1.700メートルの点</p> <p>点16 基点第4号から 65度30分 1.500メートルの点</p> <p>点17 基点第5号から 90度00分 1.700メートルの点</p> <p>点18 基点第6号から 94度30分 1.800メートルの点</p> <p>点19 基点第7号から 139度30分 1.500メートルの点</p> <p>点20 基点第8号から 157度15分 1.500メートルの点</p> <p>点21 基点第9号から 201度00分 2.100メートルの点</p> <p>点22 基点第9号から 217度00分 1.600メートルの点</p> <p>点23 基点第10号から 221度00分 1.700メートルの点</p> <p>点24 基点第11号から 213度30分 1.500メートルの点</p> <p>点25 基点第12号から 224度00分 2.150メートルの点</p> <p>点26 基点第13号から 270度00分 1.820メートルの点</p> <p>点27 基点第14号から 276度00分 1.600メートルの点</p>	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻町及び利尻富士町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第23号	船泊漁業協同組合、香深漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線と点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26及び点10の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T2から336度30分 190メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水T9～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T10 基点第5号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水T13 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水T15 基点第9号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点 基点第10号 北海道水産林務部三角点 水T18 基点第11号 北海道水産林務部三角点 水T8 基点第12号 北海道水産林務部三角点 水T6 基点第13号 稚内灯台 〔北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒〕 基点第14号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第15号 利尻町寄形と利尻富士町萱泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 295度00分 17.500メートルの点 点2 基点第2号から 367度45分 6.000メートルの点 点3 基点第3号から 76度25分の線と基点第13号から 286度15分の線との交点 点4 基点第5号から 81度30分の線と基点第14号から 299度00分の線との交点 点5 基点第5号から 102度15分 15.000メートルの点 点6 基点第6号から 122度30分 6.000メートルの点 点7 基点第15号から 322度30分 6.000メートルの点 点8 基点第7号から 206度10分 15.700メートルの点 点9 基点第9号から 233度00分 10.800メートルの点 点10 基点第2号から 338度00分 4.800メートルの点 点11 基点第2号から 10度30分 4.700メートルの点 点12 基点第3号から 247度00分 2.500メートルの点 点13 基点第3号から 357度30分 4.500メートルの点 点14 基点第3号から 41度00分 5.700メートルの点 点15 基点第3号から 75度00分 2.400メートルの点 点16 基点第4号から 90度00分 1.700メートルの点 点17 基点第5号から 102度15分 1.500メートルの点 点18 基点第6号から 118度30分 1.500メートルの点 点19 基点第7号から 139度00分 1.800メートルの点 点20 基点第8号から 180度00分 2.600メートルの点 点21 基点第9号から 252度30分 1.600メートルの点 点22 基点第9号から 233度00分 1.500メートルの点 点23 基点第10号から 252度00分 1.300メートルの点 点24 基点第11号から 248度00分 1.700メートルの点 点25 基点第12号から 176度00分 1.650メートルの点 点26 基点第12号から 236度30分 1.300メートルの点	第一種共同漁業	たご漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礼文町	なし
宗海共第24号	稚内漁業協同組合	天塩郡豊富町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第1号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 261度 30分 2.000メートルの点 点2 基点第2号から 242度 50分 2.000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かれい、ます、ふぐ、小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか、かれい、いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊富町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の 制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ 及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び 続数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の 制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
宗海共第25号	稚内漁業協同組合	天塩郡豊富町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点第1号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 利尻富士町豊原 北海道三角点 127 点1 基点第1号から 261度30分 10.000メートルの点 点2 基点第2号から 242度50分の線と基点第3号から 101度の線との交点	第二種共同漁業	かれい、ほっけ、いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊富町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ 及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び続数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、埋網の長さ及び身網の高さ(網五)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第26号	稚内漁業協同組合	天塩郡豊富町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 頓延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 利尻富士町豊島 北海道三角点 127 点1 基点第1号から 261度30分 19、200メートルの点 点2 基点第2号から242度50分の線と基点第3号から101度の線との交点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たらし網漁業 にしん刺し網漁業 はたし刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほつけ刺し網漁業 めばるそい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から翌年6月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊富町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
宗海共第27号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市大字岸岡村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北緯 45度27分45、26秒 東経 141度52分31、35秒 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.19(北海道水産林務部三角点 水D17～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第7号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 333度 30分 1、200メートルの点 点2 基点第2号から 258度 30分 1、200メートルの点 点3 基点第2号から 300度 00分 1、600メートルの点 点4 基点第3号から 307度 30分 1、200メートルの点 点5 基点第3号から 7度 00分 2、650メートルの点 点6 基点第4号から 0度 00分 1、250メートルの点 点7 基点第4号から 84度 30分 2、200メートルの点 点8 基点第5号から 334度 00分 2、000メートルの点 点9 基点第6号から 41度 00分 1、200メートルの点 点10 基点第7号から 50度 00分 1、200メートルの点	第二種共同漁業	かれい・ます・ふく小型定置網漁業	4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
宗海共第28号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市大字岸岡村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北緯 45度27分45、26秒 東経 141度52分31、35秒 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.19(北海道水産林務部三角点 水D17～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第7号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 333度 30分 1、500メートルの点 点2 基点第2号から 258度 30分 1、500メートルの点 点3 基点第2号から 300度 00分 2、000メートルの点 点4 基点第3号から 307度 30分 1、500メートルの点 点5 基点第3号から 2度 45分 2、900メートルの点 点6 基点第4号から 0度 00分 1、550メートルの点 点7 基点第4号から 78度 00分 2、470メートルの点 点8 基点第5号から 343度 00分 2、100メートルの点 点9 基点第6号から 41度 00分 1、500メートルの点 点10 基点第7号から 50度 00分 1、500メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 かか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほつけ刺し網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
宗海共第29号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市大字岸岡と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第3号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 333度 30分 10、500メートルの点 点2 基点第2号から 300度 00分 11、000メートルの点 点3 基点第2号から 0度 00分 8、500メートルの点 点4 基点第3号から 50度 00分 10、000メートルの点	第二種共同漁業	かれい・ほつけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤綱の長さ及び身綱の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身綱の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上深に敷設しなければならない。
宗海共第30号	猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 恵山山 基点第3号 猿払村と浜橋町との境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 50度 00分 1、200メートルの点 点2 基点第2号から 8度 30分 1、800メートルの点 点3 基点第3号から 47度 30分 1、200メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・ます・ふく小型定置網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	猿払村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統計並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第31号	猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 50 度 00分 10.000メートルの点 点2 基点第2号から 47 度 30分 10.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	猿払村	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、母網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上敷設しなければならない。
宗海共第32号	頓別漁業協同組合	枝幸郡浜頓別町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院多角点 No.15、178 基点第3号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 47 度 30分 1.200メートルの点 点2 基点第2号から 37 度 00分 1.300メートルの点 点3 基点第3号から 45 度 00分 1.200メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜頓別町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
宗海共第33号	頓別漁業協同組合	枝幸郡浜頓別町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 47 度 30分 10.000メートルの点 点2 基点第2号から 45 度 00分 15.000メートルの点	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	浜頓別町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、母網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上敷設しなければならない。
宗海共第34号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6と基点第6号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第7号、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び基点第8号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D16 基点第3号 X = 102201.053 Y = 26428.886 (12系座標値) 基点第4号 国土地理院三角点 頓別 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第6号 枝幸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第7号 北緯 44度56分10.11秒 東経 142度35分18.83秒から 198度55分 1.122メートルの点 基点第8号 点16から302度20分 535メートルの点 点1 基点第1号から 45 度 00分 1.600メートルの点 点2 基点第2号から 80 度 00分 1.700メートルの点 点3 基点第3号から 78 度 00分 2.160メートルの点 点4 基点第4号から 52 度 30分 1.800メートルの点 点5 基点第5号から 20 度 30分 1.930メートルの点 点6 基点第6号から 43 度 30分 1.600メートルの点 点7 基点第7号から 180 度 00分 10メートルの点 点8 点7から 82 度 30分 528メートルの点 点9 点8から 43 度 30分 550メートルの点 点10 点9から 65 度 00分 220メートルの点 点11 点10から 328 度 10分 350メートルの点 点12 点11から 242 度 00分 44メートルの点 点13 点12から 310 度 40分 310メートルの点 点14 点13から 355 度 20分 220メートルの点 点15 点14から 304 度 00分 110メートルの点 点16 点15から 30 度 30分 132メートルの点	第二種共同漁業	(第二種共同漁業) かじか刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 いかなご小型定置網漁業 かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちかひき網漁業	(第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで 10月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	枝幸町	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第35号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第3号、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12及び基点第4号の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 北緯 44度56分10.11秒 東経 142度35分18.83秒から 198度55分 1.122メートルの点 基点第4号 点12から302度20分 535メートルの点 点1 基点第1号から 45度 00分 15.000メートルの点 点2 基点第2号から 43度 30分 19.000メートルの点 点3 基点第3号から 180度 00分 10メートルの点 点4 点3から 82度 30分 528メートルの点 点5 点4から 43度 30分 550メートルの点 点6 点5から 35度 00分 220メートルの点 点7 点6から 328度 10分 350メートルの点 点8 点7から 242度 00分 44メートルの点 点9 点8から 310度 40分 310メートルの点 点10 点9から 355度 20分 220メートルの点 点11 点10から 304度 00分 110メートルの点 点12 点11から 30度 30分 132メートルの点	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	枝幸町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
宗海共第36号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 利尻富士町鬼崎と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産庁務部図根点 No.2(国土地理院三角点 仙法志～)から204度00分 184メートルの点 基点第3号 北海道三角点 補6 基点第4号 利尻町仙法志と音形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 157度 15分 1,500メートルの点 点2 基点第1号から 201度 00分 2,100メートルの点 点3 基点第2号から 217度 00分 1,600メートルの点 点4 基点第3号から 221度 00分 1,700メートルの点 点5 基点第4号から 213度 30分 1,500メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばるぞい刺し網漁業 いかなご小型定置網漁業 ほっけ・ます小型定置網漁業 かれい・ほっけ・いか底建網漁業	9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 3月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻町仙法志	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第37号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	<p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点6、点7、点8、点9、点10及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22及び点11の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び点23の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40及び点31の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く区域</p> <p>基点第1号 利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 沓形 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.16(北海道水産林務部三角点 水T1～) 基点第5号 利尻町沓形と利尻富士町豊治の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 沓形港西外防波堤灯台 (北緯 45度11分24.23秒 東経 141度08分02.80秒) 基点第7号 基点第6号から 272度54分12秒 18.76メートルの点 基点第8号 点10から 181度08分30秒 257.50メートルの点 点1 基点第1号から 213度30分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 224度00分 2.150メートルの点 点3 基点第3号から 270度00分 1.820メートルの点 点4 基点第4号から 276度00分 1.600メートルの点 点5 基点第5号から 322度30分 1.600メートルの点 点6 基点第6号から 314度56分 256メートルの点 点7 点6から 301度09分12秒 71.00メートルの点 点8 点7から 211度09分12秒 195.27メートルの点 点9 点8から 121度09分12秒 6.00メートルの点 点10 点9から 209度47分41秒 93.80メートルの点 点11 基点第6号から 335度54分34秒 504.93メートルの点 点12 点11から 104度50分45秒 91.08メートルの点 点13 点12から 200度33分22秒 8.54メートルの点 点14 点13から 109度17分24秒 211.90メートルの点 点15 点14から 14度02分10秒 8.25メートルの点 点16 点15から 108度42分43秒 64.08メートルの点 点17 点16から 197度27分59秒 56.80メートルの点 点18 点17から 281度07分46秒 60.78メートルの点 点19 点18から 15度56分43秒 7.28メートルの点 点20 点19から 281度24分57秒 212.20メートルの点 点21 点20から 194度02分10秒 8.25メートルの点 点22 点21から 285度25分49秒 90.75メートルの点 点23 基点第6号から 329度04分07秒 443.12メートルの点 点24 点23から 281度23分47秒 65.23メートルの点 点25 点24から 194度59分57秒 8.40メートルの点 点26 点25から 283度39分03秒 90.33メートルの点 点27 点26から 16度00分 102.25メートルの点 点28 点27から 106度20分58秒 90.33メートルの点 点29 点28から 104度50分57秒 8.40メートルの点 点30 点29から 108度36分12秒 65.23メートルの点 点31 基点第6号から 243度40分31秒 566.53メートルの点 点32 点31から 357度47分51秒 55.24メートルの点 点33 点32から 273度08分 3.00メートルの点 点34 点33から 358度01分13秒 60.24メートルの点 点35 点34から 358度01分14秒 161.95メートルの点 点36 点35から 93度08分47秒 83.70メートルの点 点37 点36から 188度16分17秒 161.95メートルの点 点38 点37から 188度16分19秒 50.24メートルの点 点39 点38から 273度08分 3.00メートルの点 点40 点39から 188度29分45秒 55.24メートルの点</p>	第二種共同漁業	<p>かすべ刺し網漁業 かき刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる・せい刺し網漁業 いかご小型定置網漁業 ほっけ・ます小型定置網漁業 かきい・ほっけいか底建網漁業</p>	<p>9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 3月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで</p>	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻町沓形	<p>(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、カガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上深に敷設しなければならない。</p>

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第38号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第7号、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30及び点22の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 利尻町畚形と利尻富士町萱泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.9 (国土地理院三角点 於頓治～)から329度29分 111.60メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7 (北海道三角点 112～)から348度26分 107.00メートルの点 基点第4号 利尻富士町萱泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 萱泊港東防波堤灯台 台中心点陸 〔北緯 45度14分34.32秒 東経 141度13分51.54秒〕 基点第6号 点21から261度12分34分55秒 264.25メートルの点 基点第7号 基点第5号から7度45分 80メートルの点 点1 基点第1号から 322度30分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 335度00分 1.500メートルの点 点3 基点第2号から 295度00分 1.600メートルの点 点4 基点第3号から 43度30分 1.700メートルの点 点5 基点第4号から 65度30分 1.500メートルの点 点6 基点第7号から 61度51分 122.67メートルの点 点7 点6から 140度00分 234メートルの点 点8 点7から 90度00分 120メートルの点 点9 点8から 180度00分 81メートルの点 点10 点9から 248度24分15秒 173.52メートルの点 点11 点10から 211度03分53秒 263.79メートルの点 点12 点11から 261度03分52秒 17.63メートルの点 点13 点12から 218度04分55秒 29.29メートルの点 点14 点13から 212度16分11秒 11メートルの点 点15 点14から 122度16分32秒 2メートルの点 点16 点15から 212度16分20秒 36メートルの点 点17 点16から 295度22分45秒 25メートルの点 点18 点17から 302度16分21秒 13.98メートルの点 点19 点18から 32度16分15秒 39メートルの点 点20 点19から 120度16分09秒 3.50メートルの点 点21 点20から 32度16分07秒 8.51メートルの点 点22 基点第5号から 83度40分09秒 265.99メートルの点 点23 点22から 69度51分30秒 163メートルの点 点24 点23から 69度51分30秒 42.81メートルの点 点25 点24から 114度40分45秒 23.67メートルの点 点26 点25から 159度51分30秒 53.31メートルの点 点27 点26から 204度10分51秒 22.71メートルの点 点28 点27から 249度51分29秒 55.18メートルの点 点29 点28から 336度33分22秒 17.36メートルの点 点30 点29から 250度12分35秒 150.55メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる・せい刺し網漁業 めばる・せい刺し網漁業 ほっけ・ます・いかり小型定置網漁業 かれい・ほっけ・いかり底建網漁業	9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から7月31日まで 3月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻富士町萱泊	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1に深に敷設しなければならない。
宗海共第39号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第6号、点6、点7、点8、点9及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35及び点10の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 利尻富士町萱泊と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T14 基点第3号 北海道三角点 127 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.6 (北海道三角点 119～) 基点第5号 利尻富士町鬼脇と利尻町山志志の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 石碓灯台 〔北緯 45度09分01.26秒 東経 141度19分43.10秒〕から 225度50分 1.960メートルの点 基点第7号 点9から228度50分 336メートルの点 点1 基点第1号から 65度30分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 90度00分 1.700メートルの点 点3 基点第3号から 94度30分 1.800メートルの点 点4 基点第4号から 139度30分 1.500メートルの点 点5 基点第5号から 157度15分 1.500メートルの点 点6 基点第6号から 135度00分 217メートルの点 点7 点6から 115度00分 217メートルの点 点8 点7から 170度00分 49メートルの点 点9 点8から 256度50分 317メートルの点 点10 基点第6号から 120度29分53秒 3メートルの点 点11 点10から 349度30分54.5メートルの点 点12 点11から 71度15分 13.5メートルの点 点13 点12から 348度15分 64.5メートルの点 点14 点13から 350度30分 52.0メートルの点 点15 点14から 261度00分 1.0メートルの点 点16 点15から 350度30分 32.5メートルの点 点17 点16から 348度00分 01秒 50.0メートルの点 点18 点17から 258度00分 4.3メートルの点 点19 点18から 337度32分 51秒 28.4メートルの点 点20 点19から 255度52分 22秒 8.6メートルの点 点21 点20から 354度27分 43秒 40.6メートルの点 点22 点21から 77度47分 01秒 6.1メートルの点 点23 点22から 347度59分 54秒 10.7メートルの点 点24 点23から 32度59分 59秒 16.9メートルの点 点25 点24から 79度00分 31.1メートルの点 点26 点25から 122度59分 56秒 19.1メートルの点 点27 点26から 168度00分 02秒 36.4メートルの点 点28 点27から 75度30分 03秒 1.1メートルの点 点29 点28から 164度00分 34.5メートルの点 点30 点29から 165度15分 52.5メートルの点 点31 点30から 165度45分 88.5メートルの点 点32 点31から 82度30分 2.0メートルの点 点33 点32から 167度30分 44.0メートルの点 点34 点33から 82度00分 1.0メートルの点 点35 点34から 166度30分 86.0メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる・せい刺し網漁業 ほっけ・ます・いかり小型定置網漁業 かれい・ほっけ・いかり底建網漁業	9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	利尻富士町鬼脇	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1に深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第40号	香深漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	<p>次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び点7、点8、点9、点10及び点7の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、点11、点12、点13及び点11の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、基点第7号、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、点37、点38、点39、点40及び点37の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57及び点41の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域</p> <p>基点第1号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T13 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T15 基点第5号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点 基点第6号 北緯 45度18分18.07秒 東経 141度02分54.67秒 (旧 香深灯台)</p> <p>基点第7号 基点第6号から165度15分361メートルの点 基点第8号 点38から253度56分400メートルの点 点1 基点第1号から 102度15分1.500メートルの点 点2 基点第2号から 118度30分1.500メートルの点 点3 基点第3号から 139度00分1.800メートルの点 点4 基点第4号から 180度00分2.600メートルの点 点5 基点第4号から 252度30分1.600メートルの点 点6 基点第5号から 233度00分1.500メートルの点 点7 基点第6号から 181度31分184メートルの点 点8 点7 から 20度33分42秒 47.46メートルの点 点9 点8 から 53度22分30秒 58.94メートルの点 点10 点9 から 112度28分53秒 35.98メートルの点 点11 基点第6号から 171度40分284メートルの点 点12 点11から 63度29分51秒 40.96メートルの点 点13 点12から 163度30分13秒 35.99メートルの点 点22 基点第7号から 135度55分56秒 50.71メートルの点 点23 点22から 85度51分36秒 192.67メートルの点 点24 点23から 175度25分34秒 41.38メートルの点 点25 点24から 267度52分22秒 74.32メートルの点 点26 点25から 198度52分40秒 130.72メートルの点 点27 点26から 173度40分51秒 177.00メートルの点 点28 点27から 134度35分56秒 240.39メートルの点 点29 点28から 201度46分34秒 70.43メートルの点 点30 点29から 142度51分00秒 12.44メートルの点 点31 点30から 45度20分59秒 194.71メートルの点 点32 点31から 135度21分17秒 79.98メートルの点 点33 点32から 225度21分18秒 205.35メートルの点 点34 点33から 240度20分12秒 95.98メートルの点 点35 点28から 201度46分34秒 177.69メートルの点 点36 点35から 240度20分58秒 231.98メートルの点 点37 基点第6号から 118度38分10秒 299.33メートルの点 点38 点37から 134度27分23秒 206.11メートルの点 点39 点38から 227度30分57秒 77.00メートルの点 点40 点39から 323度03分56秒 206.79メートルの点 点41 基点第6号から 49度33分48秒 313.12メートルの点 点42 点41から 131度47分09秒 4.06メートルの点 点43 点42から 194度47分00秒 36.41メートルの点 点44 点43から 104度47分00秒 2.10メートルの点 点45 点44から 194度47分00秒 40.58メートルの点 点46 点45から 196度24分24秒 10.05メートルの点 点47 点46から 199度42分55秒 10.43メートルの点 点48 点47から 203度05分08秒 10.35メートルの点 点49 点48から 206度31分07秒 10.51メートルの点 点50 点49から 209度49分34秒 10.43メートルの点 点51 点50から 213度11分48秒 10.43メートルの点 点52 点51から 216度34分01秒 10.26メートルの点 点53 点52から 308度36分16秒 1.30メートルの点 点54 点53から 31度31分58秒 29.66メートルの点 点55 点54から 25度26分06秒 7.55メートルの点 点56 点55から 19度28分40秒 4.73メートルの点 点57 点56から 14度47分37秒 106.42メートルの点</p>	第二種共同漁業	<p>かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めぼろ・せい刺し網漁業 いかご小型定置網漁業 ほっけ・ます小型定置網漁業 かれい・ほっけ・いか底建網漁業</p>	<p>9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 3月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで</p>	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礼文町大字香深村	<p>(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、カガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上深に敷設しなければならない。</p>

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第41号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第9号、点14、点15、点16、点17、点18及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 礼文町大字番深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T18 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T8 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T5 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水T9～) 基点第7号 北海道水産林務部三角点 水T10 基点第8号 礼文町大字船泊村と大字番深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第9号 船泊港北防波堤灯台 〔北緯 45度27分00.84秒 東経 141度01分57.80秒〕 から 149度10分00秒 720メートルの点 基点第10号 点18から50度45分42秒 91.57メートルの点 点1 基点第1号から 233度00分 1.500メートルの点 点2 基点第2号から 253度00分 1.300メートルの点 点3 基点第3号から 248度00分 1.700メートルの点 点4 基点第4号から 176度00分 1.650メートルの点 点5 基点第4号から 238度30分 1.300メートルの点 点6 基点第5号から 338度00分 4.800メートルの点 点7 基点第5号から 108度00分 4.700メートルの点 点8 基点第6号から 247度00分 2.500メートルの点 点9 基点第6号から 357度30分 4.500メートルの点 点10 基点第6号から 41度00分 5.700メートルの点 点11 基点第6号から 75度00分 2.400メートルの点 点12 基点第7号から 90度00分 1.700メートルの点 点13 基点第8号から 102度15分 1.500メートルの点 点14 基点第9号から 267度33分58秒 434.47メートルの点 点15 点14から 318度13分19秒 183.06メートルの点 点16 点15から 309度47分54秒 173.95メートルの点 点17 点16から 37度06分51秒 489.97メートルの点 点18 点17から 7度53分25秒 283.51メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) かすべりし網漁業 たらいし網漁業 たらし網漁業 はしりし網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる・せいで刺し網漁業 いかなご小型定置網漁業 ほっけ・ます小型定置網漁業 かかれいほっけいか底建網漁業 (第三種共同漁業) ちか・かかれい・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 3月20日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで (第二種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の 制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければ ならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び 隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び 身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければ ならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の 制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければ ならない。
宗海共第42号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 夕栄 基点第3号 国土地理院三角点 目目内 基点第4号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第8号 稚内灯台 〔北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒〕 基点第9号 稚内港北防波堤灯台 〔北緯 45度24分54.21秒 東経 141度41分46.96秒〕 点1 基点第1号から 242度 50分 1.000メートルの点 点2 基点第1号から 325度 00分 3.100メートルの点 点3 基点第2号から 296度 30分 1.400メートルの点 点4 基点第3号から 270度 00分 1.240メートルの点 点5 基点第4号から 299度 00分 1.250メートルの点 点6 基点第4号から 20度 15分 1.700メートルの点 点7 基点第5号から 270度 00分 1.050メートルの点 点8 基点第6号から 241度 00分 1.150メートルの点 点9 基点第7号から 270度 00分 1.200メートルの点 点10 基点第8号から 286度 15分 1.050メートルの点 点11 基点第8号から 326度 45分 1.250メートルの点 点12 基点第8号から 33度 15分 1.250メートルの点 点13 基点第9号から 348度 00分 900メートルの点 点14 点15から 321度 00分 200メートルの点 点15 基点第9号から 67度 40分 35メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いかなご小型定置網漁業 かかれい・ます・ふく小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・かかれい・いかなご地びき網漁業	(第二種共同漁業) 4月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の 制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ 及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければ ならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければ ならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び 統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の 制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければ ならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第43号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内港北防波堤灯台 〔北緯 45度24分54.21秒 東経141度41分46.96秒〕 から 157度31分20秒 2.240.32メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 声間～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.14(国土地理院三角点 声間～)から86度15分 400.00メートルの点 基点第4号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 1度10分22.43秒 1.020メートルの点 点2 基点第2号から 247度 00分 1.300メートルの点 点3 基点第2号から 322度 00分 1.050メートルの点 点4 基点第2号から 0度 00分 1.200メートルの点 点5 基点第3号から 12度 30分 1.080メートルの点 点6 基点第4号から 333度 30分 1.000メートルの点	第二種共同漁業、第三種共同漁業	(第二種共同漁業) いか・かれい小型定置網漁業 いか・かれい小型定置網漁業 かれい・ます・ふく小型定置網漁業 (第三種共同漁業) ちか・かれい・いか・かき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで 4月1日から8月31日まで (第三種共同漁業) 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	(1)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのケからメスについては、メスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の回数及び網敷並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。
宗海共第44号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第4号、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 稚内灯台 〔北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒〕 基点第3号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 稚内港北防波堤灯台 〔北緯 45度24分54.21秒 東経141度41分46.96秒〕 基点第5号 基点第4号から 157度31分20秒 2.240.32メートルの点 基点第6号 利尻富士町地蔵 北海道三角点 127 基点第7号 利尻富士町豊治と鬼脇の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から242度50分の線と基点第6号から101度の線との交点 点2 基点第7号から 65度 30分 11.200メートルの点 点3 基点第2号から 286度 15分 10.000メートルの点 点4 基点第2号から 0度 30分 10.000メートルの点 点5 基点第3号から 333度 30分 10.500メートルの点 点6 基点第4号から 67度 40分 35メートルの点 点7 点6から 321度 00分 200メートルの点 点8 点7から 52度 00分 220メートルの点 点9 点8から 141度 00分 140メートルの点 点10 点9から 36度 00分 160メートルの点 点11 点10から 122度 00分 200メートルの点 点12 点11から 212度 00分 520メートルの点 点13 点12から 141度 00分 230メートルの点 点14 点13から 90度 00分 920メートルの点 点15 点14から 180度 00分 110メートルの点 点16 点15から 220度 00分 530メートルの点	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び網敷並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、埋網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以上に敷設しなければならない。
宗海共第45号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 夕来 基点第3号 国土地理院三角点 目目内 基点第4号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D9～) 基点第8号 稚内灯台 〔北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒〕 基点第9号 稚内港北防波堤灯台 〔北緯 45度24分54.21秒 東経141度41分46.96秒〕 点1 基点第1号から 242度 50分 1.500メートルの点 点2 基点第1号から 318度 50分 3.400メートルの点 点3 基点第2号から 296度 30分 1.900メートルの点 点4 基点第3号から 270度 00分 1.740メートルの点 点5 基点第4号から 299度 00分 1.750メートルの点 点6 基点第4号から 6度 00分 1.860メートルの点 点7 基点第5号から 270度 00分 1.550メートルの点 点8 基点第6号から 241度 00分 1.650メートルの点 点9 基点第7号から 270度 00分 1.700メートルの点 点10 基点第8号から 286度 15分 1.550メートルの点 点11 基点第8号から 326度 45分 1.750メートルの点 点12 基点第8号から 33度 15分 1.750メートルの点 点13 基点第9号から 24度 00分 1.020メートルの点 点14 点15から 122度 00分 200メートルの点 点15 点16から 36度 00分 160メートルの点 点16 点17から 141度 00分 140メートルの点 点17 点18から 52度 00分 220メートルの点 点18 点19から 321度 00分 200メートルの点 点19 基点第9号から 67度 40分 35メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ちか・しらうお刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる・せい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラハガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び網敷並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間において、西稚内港北島堤港灯台中心点から西西の線以北の海域で操業してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第46号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内港北防波堤灯台 (北緯 45度24分54. 21秒 東経141度41分46. 96秒) から157度31分20秒 2. 240. 32メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 声間～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.14(国土地理院三角点 声間～)から86度15分 40. 00メートルの点 基点第4号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 1度10分22. 43秒 1. 153. 461メートル 点2 点1から 40度 00分 530メートルの点 点3 基点第2号から 263度 30分 1. 650メートルの点 点4 基点第2号から 322度 00分 1. 550メートルの点 点5 基点第2号から 0度 00分 1. 700メートルの点 点6 基点第3号から 12度 30分 1. 580メートルの点 点7 基点第4号から 333度 30分 1. 500メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かいらし刺し網漁業 ちかしらう刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたは刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほつけ刺し網漁業 めばらこ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数並びに使用する漁具の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯台中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。
宗海共第47号	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29及び点5の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 夕来 基点第3号 国土地理院三角点 目目内 基点第4号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D8～) 基点第8号 稚内灯台 (北緯 45度26分58. 23秒 東経 141度38分42. 57秒) 基点第9号 稚内港北防波堤灯台 (北緯 45度24分54. 21秒 東経141度41分46. 96秒) 基点第10号 基点第9号から157度31分20秒 2. 240. 32メートルの点 基点第11号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 声間～) 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.14(国土地理院三角点 声間～)から86度15分 400メートルの点 基点第13号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 北緯 45度27分45. 26秒 東経 141度52分31. 35秒 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.19(北海道水産林務部三角点 水D17～) 基点第16号 北海道水産林務部図根点 No.43(北海道水産林務部三角点 水D20～) 基点第17号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第18号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水D23～) 基点第19号 稚内市と抜海岬の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第20号 利尻富士町 北海道三角点 12 基点第21号 利尻富士町と堀根の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第22号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第23号 礼文町 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水T9～) 点1 基点第1号から242度50分の線と基点第20号から101度00分の線との交点 点2 基点第21号から 65度30分 1. 200メートルの点 点3 基点第4号から299度00分の線と基点第22号から81度30分の線との交点 点4 基点第9号から286度15分の線と基点第23号から76度25分の線との交点 点5 基点第8号から 0度30分 1. 900メートルの点 点6 基点第16号から 0度00分 8. 500メートルの点 点7 基点第19号から 50度00分 25. 000メートルの点 点8 基点第19号から 50度00分 1. 500メートルの点 点9 基点第18号から 41度00分 1. 500メートルの点 点10 基点第17号から 343度00分 2. 100メートルの点 点11 基点第16号から 79度00分 2. 470メートルの点 点12 基点第16号から 0度00分 1. 550メートルの点 点13 基点第15号から 2度45分 2. 900メートルの点 点14 基点第15号から 307度30分 1. 500メートルの点 点15 基点第14号から 300度00分 2. 000メートルの点 点16 基点第14号から 258度30分 1. 500メートルの点 点17 基点第13号から 333度30分 1. 500メートルの点 点18 基点第12号から 12度30分 1. 580メートルの点 点19 基点第11号から 0度00分 1. 700メートルの点 点20 基点第11号から 322度00分 1. 550メートルの点 点21 基点第11号から 263度30分 1. 650メートルの点 点22 基点第10号から 13度09分01. 39秒 1.601. 212メートル 点23 点22から 0度00分 110メートルの点 点24 点23から 270度00分 920メートルの点 点25 点24から 321度00分 230メートルの点 点26 点25から 32度00分 320メートルの点 点27 基点第9号から 24度00分 1. 020メートルの点 点28 基点第8号から 33度15分 1. 750メートルの点 点29 基点第8号から 326度45分 1. 750メートルの点 点30 基点第6号から 286度15分 1. 550メートルの点 点31 基点第7号から 270度00分 1. 700メートルの点 点32 基点第6号から 241度00分 1. 650メートルの点 点33 基点第5号から 270度00分 1. 550メートルの点 点34 基点第4号から 5800分 1. 860メートルの点 点35 基点第4号から 299度00分 1. 750メートルの点 点36 基点第3号から 270度00分 1. 740メートルの点 点37 基点第2号から 296度30分 1. 900メートルの点 点38 基点第1号から 318度50分 3. 400メートルの点 点39 基点第1号から 242度50分 1. 500メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かいらし刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はらめ刺し網漁業 ほつけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	稚内市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数並びに使用する漁具の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯台中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。 (4) かいらし刺し網漁業、はらめ刺し網漁業、にしん刺し網漁業及びほつけ刺し網漁業は、1月1日から2月末日までの間においては、国が定める沖合底びき網漁業の禁止区域内で操業してはならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第48号	扶幸漁業協同組合、特別漁業協同組合、猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村並びに扶幸郡浜頓別町及び扶幸町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 恵山辺 基点第3号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 国土地理院多角点 No.15178 基点第5号 浜頓別町と扶幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D16 基点第7号 X= 102201.083 Y= 26428.886 (12系座標値) 基点第8号 国土地理院三角点 幌別 基点第9号 北海道水産林務部三角点 水D27 基点第10号 扶幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 50 度 00分 25.000メートルの点 点2 基点第3号から 47 度 30分 25.000メートルの点 点3 基点第5号から 45 度 00分 25.000メートルの点 点4 基点第10号から 43 度 30分 25.000メートルの点 点5 基点第10号から 43 度 30分 1.600メートルの点 点6 基点第9号から 20 度 30分 1.730メートルの点 点7 基点第8号から 52 度 30分 1.800メートルの点 点8 基点第7号から 78 度 00分 2.160メートルの点 点9 基点第6号から 80 度 00分 1.700メートルの点 点10 基点第5号から 45 度 00分 1.600メートルの点 点11 基点第5号から 45 度 00分 1.200メートルの点 点12 基点第4号から 37 度 00分 1.300メートルの点 点13 基点第3号から 47 度 30分 1.200メートルの点 点14 基点第2号から 8 度 30分 1.800メートルの点 点15 基点第1号から 50 度 00分 1.200メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	猿払村、浜頓別町及び扶幸町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)かれい刺し網漁業及びにしん刺し網漁業は、1月1日から2月末日までの間においては、国が定める沖合底びき網漁業の禁止区域内で操業しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
宗海共第49号	利尻漁業協同組合、香深漁業協同組合、船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町並びに利尻郡利尻町及び利尻富士町地先	次の点1、点2、点3、点4、点11、点12及び点1の各点を順次に結んだ線と点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29及び点13の各点を順次に結んだ線並びに点11、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10及び点11の各点を順次に結んだ線と点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44、点45及び点30の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T2から336度30分 190メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水T9～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T10 基点第5号 礼文町大字船泊村と大字香深村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水T13 基点第7号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T14～) 基点第8号 北海道水産林務部三角点 水T15 基点第9号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時西海岸線との交点 基点第10号 北海道水産林務部三角点 水T18 基点第11号 北海道水産林務部三角点 水T8 基点第12号 北海道水産林務部三角点 水T5 基点第13号 利尻町香形と利尻富士町鷺泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第14号 北海道水産林務部図根点 No.9(国土地理院三角点 於頓泊～)から329度29分 111.60メートルの点 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道三角点 112～)から348度26分 107.00メートルの点 基点第16号 利尻富士町鷺泊と鬼臨の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第17号 北海道水産林務部三角点 水T4 基点第18号 北海道三角点 127 基点第19号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道三角点 119～) 基点第20号 利尻富士町鬼臨と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第21号 北海道水産林務部図根点 No.2(国土地理院三角点 仙法志～)から204度00分 184メートルの点 基点第22号 北海道三角点 補6 基点第23号 利尻町仙法志と香形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第24号 国土地理院三角点 香形 基点第25号 北海道水産林務部三角点 水T1 基点第26号 北海道水産林務部図根点 No.16(北海道水産林務部三角点 水T1～) 基点第27号 稚内灯台(北緯 45度26分58.23秒 東経 141度38分42.57秒) 基点第28号 国土地理院三角点 抜海岬 基点第29号 豊富町と稚内市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第30号 稚延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 295 度 00分 17.500メートルの点 点2 基点第2号から 357 度 45分 6.080メートルの点 点3 基点第3号から 76度25分の線と基点第27号から286度15分の線との交点 点4 基点第5号から 91度30分の線と基点第28号から299度00分の線との交点 点5 基点第16号から 65 度 30分 11.200メートルの点 点6 基点第18号から 101度00分の線と基点第29号から242度50分の線との交点 点7 基点第30号から 261 度 30分 19.200メートルの点 点8 基点第20号から 157 度 15分 13.500メートルの点 点9 基点第23号から 202 度 00分 23.000メートルの点 点10 基点第29号から 213 度 30分 19.000メートルの点 点11 基点第7号から 206 度 10分 15.700メートルの点 点12 基点第9号から 233 度 00分 10.800メートルの点 点13 基点第2号から 338 度 00分 4.800メートルの点 点14 基点第2号から 10 度 30分 4.700メートルの点 点15 基点第3号から 247 度 00分 2.500メートルの点 点16 基点第3号から 357 度 30分 4.500メートルの点 点17 基点第3号から 41 度 00分 5.700メートルの点 点18 基点第3号から 75 度 00分 2.400メートルの点 点19 基点第4号から 90 度 00分 1.700メートルの点 点20 基点第5号から 102 度 15分 1.500メートルの点 点21 基点第6号から 118 度 30分 1.500メートルの点 点22 基点第7号から 139 度 00分 1.800メートルの点 点23 基点第8号から 180 度 00分 2.600メートルの点 点24 基点第6号から 252 度 30分 1.600メートルの点 点25 基点第9号から 233 度 00分 1.500メートルの点 点26 基点第10号から 252 度 00分 1.300メートルの点 点27 基点第11号から 248 度 00分 1.700メートルの点 点28 基点第12号から 176 度 00分 1.650メートルの点 点29 基点第12号から 238 度 30分 1.200メートルの点 点30 基点第13号から 322 度 30分 1.500メートルの点 点31 基点第14号から 336度 00分 1.500メートルの点 点32 基点第14号から 29度 00分 1.600メートルの点 点33 基点第16号から 43度 30分 1.700メートルの点 点34 基点第16号から 65度 30分 1.500メートルの点 点35 基点第17号から 90度 00分 1.700メートルの点 点36 基点第18号から 94度 30分 1.800メートルの点 点37 基点第19号から 139度 30分 1.500メートルの点 点38 基点第21号から 157度 15分 1.500メートルの点 点39 基点第20号から 201度 00分 2.100メートルの点 点40 基点第21号から 217度 00分 1.600メートルの点 点41 基点第22号から 221度 00分 1.700メートルの点 点42 基点第23号から 213度 30分 1.500メートルの点 点43 基点第24号から 224度 00分 1.150メートルの点 点44 基点第25号から 270度 00分 1.820メートルの点 点45 基点第26号から 276度 00分 1.600メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たらし刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけのぼる・そい刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	礼文町、利尻町及び利尻富士町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。